

新潟市公共交通及び自転車で移動しやすく快適に歩けるまちづくり条例

平成24年7月2日

条例第51号

目次

第1章 総則（第1条 - 第7条）

第2章 施策の推進に関する基本的事項（第8条・第9条）

第3章 主要な施策（第10条 - 第21条）

第4章 雑則（第22条 - 第24条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、公共交通及び自転車で移動しやすく快適に歩けるまちづくり（以下「移動しやすいまちづくり」という。）に関し、基本理念を定め、並びに市、市民、事業者及び公共交通事業者の責務を明らかにするとともに、移動しやすいまちづくりに関する施策（以下「施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、移動しやすいまちづくりを市、市民、事業者及び公共交通事業者の協働により総合的、計画的かつ効果的に推進し、もって自動車の過度な利用からの転換を図り、市民が健康で暮らしやすい社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 公共交通 市民の日常生活又は社会生活における移動のための交通手段として利用される公共交通機関をいう。

（2） 市民 市内に住所を有する者及び市内で働き、又は学ぶ者をいう。

（3） 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。

（4） 公共交通事業者 事業者のうち、次に掲げるものをいう。

ア 道路運送法（昭和26年法律第183号）による一般乗合旅客自動車運送事業者
及び一般乗用旅客自動車運送事業者

イ 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者（旅客の運送を行うものに限る。）

ウ 海上運送法（昭和24年法律第187号）による船舶運航事業者（旅客の運送を行うものに限る。）

（基本理念）

第3条 移動しやすいまちづくりは、歩行、自転車及び公共交通が日常生活及び社会生活に密接に関わるものであるという認識の下、超高齢社会への対応、健康の増進、環境への負荷の低減、市内外の交流の拡大及び地域の活性化に資することを考慮し、交通環境の整備並びに市民の歩行並びに自転車及び公共交通の自発的な選択及び利用の推進が一体となって行われなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者の意見を反映させるよう努めるとともに、市民及び事業者の理解及び協力を得るために必要な措置を講じなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、移動しやすいまちづくりについての理解と関心を深めるとともに、第1条に規定する目的の達成に向けて施策に協力しなければならない。

2 市民は、交通法規を理解し、及び遵守しなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、移動しやすいまちづくりについての理解と関心を深め、事業活動及び従業員等の通勤における歩行並びに自転車及び公共交通の利用を推進するとともに、第1条に規定する目的の達成に向けて施策に協力しなければならない。

い。

(公共交通事業者の責務)

第7条 公共交通事業者は、基本理念にのっとり、その社会的な役割を踏まえ、公共交通の利便性の向上及び利用の推進に努めるとともに、第1条に規定する目的の達成に向けて施策に協力しなければならない。

2 公共交通事業者は、その運営する公共交通に関する情報を利用者に提供し、及びその運営する公共交通に関して利用者から意見を聴取して、これをその運営に反映させるよう努めなければならない。

第2章 施策の推進に関する基本的事項

(施策の推進の基本方針)

第8条 市は、市民、事業者その他関係機関との協働により、次に掲げる事項を考慮して施策を推進しなければならない。

(1) 土地の利用方針と交通との連動

(2) 移動のための各交通手段の特性を踏まえた役割分担及び連携

(3) 公共交通の需要

(4) 地域の状況に応じた自動車の通行の部分的な抑制

(5) 交通安全の確保

(6) バリアフリー(障がい者等の社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的及び心理的な障壁を除去することをいう。)及びユニバーサルデザイン(障がいの有無等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市及び生活環境を構築することをいう。)

(7) 天候その他の自然的条件

(基本計画)

第9条 市長は、施策を総合的かつ計画的に推進するため、移動しやすいまちづくり基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 移動しやすいまちづくりについての基本的な方針
- (2) 移動しやすいまちづくりについての目標
- (3) 施策の具体的事項
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか，移動しやすいまちづくりを推進するために必要な事項

- 3 市長は，基本計画の策定に当たっては，市民，事業者その他関係機関の意見を聴くものとする。
- 4 市長は，基本計画を策定したときは，速やかに，これを公表するものとする。
- 5 前 2 項の規定は，基本計画の変更について準用する。

第 3 章 主要な施策

(歩行環境の整備)

第 1 0 条 市長は，地域の状況に応じ，公共交通の駅及び停留所並びに駐輪場と歩行空間との連続性並びに歩行空間相互の連続性の確保を図るものとする。

- 2 市長は，地域の状況に応じ，歩行者及び自転車の通行を優先することが望ましい道路について，地域住民等との合意の下，自動車の通行及び速度を抑制するため必要な措置を講ずるものとする。

(まち歩きの推進)

第 1 1 条 市長は，一定の区域内における健康の増進及び地域の活性化に寄与する歩行（以下「まち歩き」という。）について，当該区域内の住民及び団体と協働し，まち歩きを推進するための計画（以下「まち歩き計画」という。）を策定し，まち歩き計画に基づいたまち歩きの推進及び歩行環境の改善に努めるものとする。

- 2 市は，まち歩き計画の実施に当たっては，区域内の住民及び団体と協定を締結し，必要な支援を行うことができる。

(まち歩き団体)

第 1 2 条 まち歩きを推進しようとする団体（以下「まち歩き団体」という。）は，まち歩き計画の策定に参加することができる。

2 まち歩き団体は、当該まち歩き団体及び地域住民が実施しようとするまち歩き計画の案を市長に提案することができる。

3 市長は、前項のまち歩き計画の案がまち歩きの推進に資するものと認められる場合は、当該まち歩き計画の案を市長が策定するまち歩き計画に反映させるものとする。

(自転車に関する環境の整備)

第13条 市長は、自転車で移動しやすい道路の整備に努めるものとする。

2 市長は、事業者と協力して駐輪場の整備を推進するものとする。

3 市長は、自転車を市街地での移動手段として推進するため、レンタサイクル(自転車を一定の時間貸し出す事業をいう。)の拡充に努めるものとする。

4 市長は、自転車の走行についての交通法規について、関係機関と連携して指導及び啓発を行うものとする。

(自転車利用推進団体)

第14条 自転車の利用を推進しようとする団体(以下「自転車利用推進団体」という。)

は、当該自転車利用推進団体及び地域住民が実施しようとする自転車の利用の推進に関する計画(以下「自転車利用推進計画」という。)を市長に提案することができる。

2 市は、自転車利用推進計画が自転車の利用の推進に資するものと認められる場合は、当該自転車利用推進計画の実施に関する協定を当該自転車利用推進計画を提案した自転車利用推進団体と締結し、必要な支援を行うことができる。

(公共交通の環境整備)

第15条 市長は、次に掲げる事項を考慮して公共交通の環境整備及び連携を図るものとする。

(1) 地域の日常生活及び社会生活を支えること。

(2) 都心と都心以外の地域の拠点との結び付きを高めること。

(3) 都心及び都心周辺部の交通環境

(地域交通団体)

第16条 地域において自主的な運営により当該地域における交通手段を確保しようとする

る団体（以下「地域交通団体」という。）は、次に掲げる事項について定めた当該地域における交通手段に関する計画（以下「地域交通計画」という。）を策定し、市長に提案することができる。

- （１） 地域交通計画の名称
- （２） 地域交通計画の対象となる交通手段
- （３） 前号に規定する交通手段の運行の経路，経費その他の運行に関する事項

２ 市は、地域交通計画が地域内の公共交通の利便性の向上に資するものと認められる場合は、当該地域交通計画の実施に関する協定を当該地域交通団体と締結し、必要な支援を行うことができる。

（自動車及び公共交通の連携）

第 17 条 市長は、事業者その他関係機関と協力して、パークアンドライド（自宅等から最寄りの公共交通の駅又は停留所までの区間を自動車を利用して移動し、これを当該駅又は停留所の付近に駐車した後、当該駅又は停留所から目的地までの区間を公共交通を利用して移動することをいう。以下同じ。）の利便性の向上を図るものとする。

２ 市は、パークアンドライドの利便性の向上を図るため必要と認める場合は、パークアンドライドの利便性の向上を図るための措置の実施に関する協定を事業者その他関係機関と締結し、必要な支援を行うことができる。

（意識の啓発等）

第 18 条 市長は、市民の歩行並びに自転車及び公共交通の利用の推進に関する意識の啓発を図るとともに、市民の歩行並びに自転車及び公共交通の自発的な選択及び利用の推進に関する活動の推進を図るものとする。

（エコ通勤の推進）

第 19 条 市は、事業者が次に掲げる事項について定めたエコ通勤（環境等を考慮して自動車（公共交通に係るものを除く。）の利用を控え、歩行、自転車又は公共交通により通勤することをいう。以下同じ。）を推進するための計画を策定した場合において、当該計画がエコ通勤の推進に資するものと認められるときは、当該計画の実施を支援する

ための協定を当該事業者と締結し、必要な支援を行うことができる。

- (1) エコ通勤の推進についての基本方針
 - (2) エコ通勤の推進についての目標
 - (3) エコ通勤を推進するために行う具体的事項
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、エコ通勤を推進するために必要な事項
- (市民意見の聴取)

第 2 0 条 市長は、施策に反映させるため、移動しやすいまちづくりについての市民の意見の聴取に努めるものとする。

(表彰)

第 2 1 条 市長は、市民の歩行並びに自転車及び公共交通の利用の推進に著しく貢献したものを表彰することができる。

第 4 章 雑則

(財政上の措置)

第 2 2 条 市は、移動しやすいまちづくりを推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等に対する要請等)

第 2 3 条 市長は、移動しやすいまちづくりを推進するため必要があると認める場合は、国、県、警察その他関係機関に必要な協力の要請又は提案を行うものとする。

2 市長は、移動しやすいまちづくりを推進するため必要があると認める場合は、市民及び事業者に助言又は要請を行うものとする。

(その他)

第 2 4 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 2 4 年 1 2 月 1 日から施行する。